

# 南幌町議会基本条例

## 【解説付き】

令和2年10月1日施行  
(令和5年4月改訂)



南幌町議会

# 南幌町議会基本条例

## 目 次

### 第1章 目的

|           |      |
|-----------|------|
| 前文～第1条 目的 | 1, 2 |
|-----------|------|

### 第2章 議会・議員の活動原則、政治倫理

|             |   |
|-------------|---|
| 第2条 議会の活動原則 | 2 |
|-------------|---|

|             |   |
|-------------|---|
| 第3条 議員の活動原則 | 2 |
|-------------|---|

|             |   |
|-------------|---|
| 第4条 議員の政治倫理 | 3 |
|-------------|---|

### 第3章 町民と議会の関係

|                  |   |
|------------------|---|
| 第5条 町民参加及び町民との連携 | 3 |
|------------------|---|

### 第4章 町長と議会の関係

|                   |   |
|-------------------|---|
| 第6条 町長等と議会及び議員の関係 | 4 |
|-------------------|---|

|                  |   |
|------------------|---|
| 第7条 議会への重要政策等の説明 | 4 |
|------------------|---|

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 第8条 予算及び決算における説明資料の作成 | 5 |
|-----------------------|---|

### 第5章 自由討議の拡大

|                 |   |
|-----------------|---|
| 第9条 自由討議による合意形成 | 5 |
|-----------------|---|

|             |   |
|-------------|---|
| 第10条 委員会の活動 | 5 |
|-------------|---|

|                    |   |
|--------------------|---|
| 第11条 開かれた活動的な議会の推進 | 6 |
|--------------------|---|

|               |   |
|---------------|---|
| 第12条 提言者組織の設置 | 6 |
|---------------|---|

### 第6章 政務活動費

|                     |   |
|---------------------|---|
| 第13条 政務活動費の交付、公開、報告 | 6 |
|---------------------|---|

### 第7章 議会改革の推進

|                |   |
|----------------|---|
| 第14条 交流及び連携の推進 | 6 |
|----------------|---|

### 第8章 議会・議会事務局の体制整備

|             |   |
|-------------|---|
| 第15条 提言者の協力 | 7 |
|-------------|---|

|                  |   |
|------------------|---|
| 第16条 誤解図書室の設置、公開 | 7 |
|------------------|---|

|                 |   |
|-----------------|---|
| 第17条 議会事務局の体制整備 | 7 |
|-----------------|---|

|                |   |
|----------------|---|
| 第18条 議員研修の充実強化 | 7 |
|----------------|---|

|              |   |
|--------------|---|
| 第19条 議会広報の充実 | 8 |
|--------------|---|

### 第9章 議員の身分・待遇

|           |   |
|-----------|---|
| 第20条 議員定数 | 8 |
|-----------|---|

|           |   |
|-----------|---|
| 第21条 議員報酬 | 8 |
|-----------|---|

### 第10章 議会で行き組む危機管理

|           |      |
|-----------|------|
| 第22条 危機管理 | 8, 9 |
|-----------|------|

### 第11章 最高規範性及び見直し

|            |   |
|------------|---|
| 第23条 最高規範性 | 9 |
|------------|---|

|          |   |
|----------|---|
| 第24条 見直し | 9 |
|----------|---|

(前文)

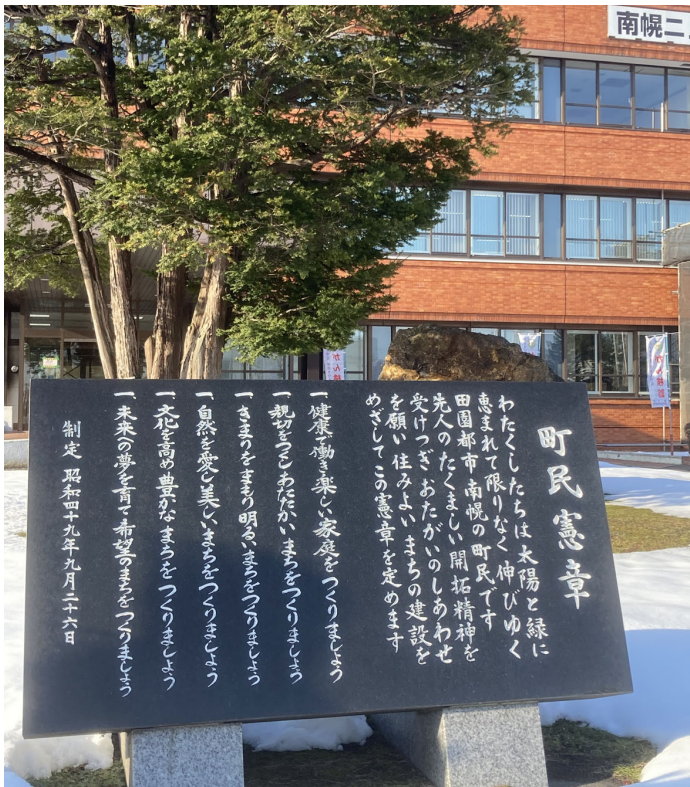
南幌町議会（以下「議会」という。）として、地方自治体議会のほぼ半数で議会基本条例が制定されている中、議会として南幌町議会議員（以下「議員」という。）の成り手不足や高齢化を鑑み、町の将来を見据えて議会の役割を明記し、町民から負託された期待に応えるため、本条例を制定するものである。

議会は、南幌町長（以下「町長」という。）とともに、二つの代表機関が異なる特性を活かして、南幌町民（以下「町民」という。）の意思の反映と持続可能な町民福祉を遂行する責務を負っている。

地方分権時代により、地方自治体の役割と自己決定の範囲責任が拡大し、町民の行政需要が増大する中で、議会は議会活動に関する様々な情報を積極的に発信し、これを町民と共有し、ともに多くの町民の町政への参画を推進することにより、町民により身近で開かれた議論の場としての役割の強化及び充実に努めなければならない。

町民から直接選挙で選ばれた議員による合議制の機関であり、二元代表制の一翼である議会は、行政の監視機関、意思決定機関及び立法機関としての責任と役割を果たすことが使命である。

議会の使命を達成するために、議会及び議員の活動原則をこの条例に定め、最良の意思決定を行うことにより、町民生活の安全・安心と町民福祉の向上に努めるものである。



あわせて、公正性と透明性の確保と議会で審議された取り組みの流れを明記して残し、情報の公開、政策活動等への多様な町民参加の推進、議員間の積極的な自由討議の展開、町長等執行機関との緊張感の維持、議員の資質の向上及び議会活動を支える体制の整備等を定めることにより、町民に開かれた議会、町民参加を推進する議会及び町民に身近な信頼される議会を目指し、町民との協働のもと、まちづくりを推進するものである。

ここに、議会は、町民から負託された期待に応えるため、自ら議会改革を推し進め、議会の機能をさらに高めていくことを決意し、豊かなまちづくりと町民福祉の向上のため、不断の努力を続ける。

※波線が付されている字句は『用語解説』（P 10）を参照してください。

# 南幌町議会基本条例

## ◆第1章 目的

### (目的)

第1条 この条例は、議会及び議員が担うべき基本的事項を定め、議会の活性化を図り、町民の負託に応えられる議会の実現を目指すことを目的とする。

#### 【解説】

議会運営の基本的事項とは、町民に身近で信頼され、町政の情報を広く公開し、地方自治法の本旨である住民と共に進む闊達な議会を目指すことを規定。

## ◆第2章 議会・議員の活動原則、政治倫理

### (議会の活動原則)

- 第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。
- 2 議会は、議会が、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、その実現のために、この条例に規定するもののほか、この条例をふまえて別に定める南幌町議会議規則（平成14年議会議規則第1号）の内容を継続的に見直すものとする。
- 3 議長は、別に定める南幌町議会傍聴規則（昭和57年議会議規則第1号）に定める町民の傍聴に関し、傍聴者の求めに応じて議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営に努める。
- 4 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を傍聴者に説明するよう努める。

#### 【解説】

- 1 議会が町民の代表機関であることを自覚し、常に住民に開かれた議会を推進することを規定。
- 2 議会が言論の府であり、自由な討論の場であるとの認識に立ち、町民に分かりやすい議会運営をするためにも、会議規則を継続的に見直すことを規定。
- 3 傍聴者に議案資料等を提供し、適切な情報提供、情報の共有を図り、町民の傍聴意欲を高める措置を講じることを規定。
- 4 会議は、定刻に開催し、休憩する場合には理由や再開時刻を傍聴者に説明し、自律的で規律ある議会運営をするよう規定。



### (議員の活動原則)

- 第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。
- 2 議員は、町政の課題全般について、課題別及び地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、町民の信託に応える活動をするものとする。
- 3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

#### 【解説】

- 1 議会制度において、最も重要な要素であり、多様な住民意思を反映し政策水準を高めるため、議員相互間の自由討議を推進することを規定。
- 2 議員が、町政における課題全般について多様な住民の意見を把握するとともに、議員としての資質向上等に努め、選挙で選ばれた議員としてふさわしい活動をすることを規定。
- 3 議員は、地域などの個別事案だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動することを規定。

(議員の政治倫理)

第4条 議会は、南幌町議会議員政治倫理条例（平成25年南幌町条例第23号）に基づき、議員は、二代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者及び特別職に属する地方公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しない。

【解説】

議員は、倫理性を自覚した上で、議員としての影響力を不正に行使するなど、町民の疑惑を招くことのないよう行動することを規定。

◆第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

- 第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会を原則公開するとともに、議会主催の一般会議を設置するなど、会期中又は閉会中を問わず、町民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。
  - 3 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。
  - 4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。
  - 5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
  - 6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。
  - 7 議会は、必要と認めるとき、町民及び関係団体から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させることができる。
  - 8 議会は、前7項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告懇談会を議会が設定する日のほか、町民の要望に応え開催し、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

【解説】

- 1 議会の果たすべき重要な責任として情報の公開の徹底と、町民に対する説明責任の履行を規定。
- 2 常任委員会・特別委員会の原則公開と、町民の希望に柔軟に対応するため、議会と住民がいつでも意見交換することができる一般会議を設置して町民参加の機会を設けることを規定。
- 3 法律で基づく参考人制度や公聴人制度を活用し、町民の意見・識見を十分に聴取して、自由討議に反映させ、政策水準の向上を目指すことを規定。
- 4 請願及び陳情は、旧来の議会へのお願いという位置付けを、分権社会にふさわしい政策提案という位置付けに変え、提案者の意見を聴き機会を設けることを規定。
- 5 多様な住民意思・意見を聴取し、そこから発生する町政上の課題を解決するための能力を強化し、政策提案の拡大を図ることを規定。
- 6 選挙における議員に対する町民の評価が的確になされるよう、重要な議案に対する各議員の賛否を議会広報等で公表することを規定。
- 7 町民及び関係団体から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させることができることを規定。
- 8 議会として説明責任を果たし、さらに多様な住民意思・意見を聴取する場として、議員全員による議会報告会を議会が設定する日のほか、町民の要望に応じ、年間を通して開催することを規定。



# 南幌町議会基本条例

## ◆第4章 町長と議会の関係

### (町長等と議会及び議員の関係)

第6条 議会と町長は、それぞれの特性を活かし、相互の緊張関係を保ちながら、政策をめぐる論点・争点を明確にする議論を深め、よりよい意思決定を導くように努める。

2 議会及び議員は、一般質問において一問一答方式を実施することによって、論点・争点を明確にし、町民に分かりやすい質問となるよう努める。

3 議長から本会議、常任委員会及び特別委員会等への出席を要請された町長その他の執行機関の長並びに副町長及び教育長は、議員の質疑及び質問に対して、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

#### 【解説】

1 議会が町民の代表機関であることを自覚し、常に住民に開かれた議会を推進することを規定。

2 議会が言論の府であり、自由な討論のあるとの認識に立ち、町民に分かりやすい議会運営をするためにも、会議規則を継続的に見直すことを規定。

3 傍聴者に議案資料等を提供し、適切な情報提供、情報の共有を図り、町民の傍聴意欲を高める措置を講じることを規定。

4 会議は、定刻に開催し、休憩する場合には理由や再開時刻を傍聴者に説明し、自律的で規律ある議会運営をするよう規定。



### (議会への重要政策等の説明)

第7条 議会は、町長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を整理し、その政策水準を高めるため、町長に対し、次に掲げる事項を明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策提案の根拠
- (2) 提案に至るまでに検討した他の政策の是非を含めたその経緯
- (3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
- (4) 町民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 関係法令、条例等
- (7) 財源措置
- (8) 将来にわたるコスト計算と政策効果



2 議会は、前項に掲げる政策等の提案を審議するに当たって、立案及び執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

#### 【解説】

1 町長は、政策水準が高まるような議論が行われるよう政策等の決定（提案に至る）過程を明らかにし、8項目にわたる情報の提供をすることを規定。

2 議会は、町長から提供された情報をもとに論点、争点を明確し、政策等執行後の評価に役立つような審議に努めることを規定。

(予算及び決算における説明資料の作成)

第8条 議会は、予算及び決算を審議するにあたっては、前条第1項の規定に準じて、施策別又は事業別のわかりやすい説明資料の作成を町長に求めるものとする。

【解説】

- 1 町長は、予算案や決算を議会へ付議するにあたっては、前条同様に、町民の代表である議員が審議を深められるよう分かりやすい説明資料を作成するように規定。

◆第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

- 第9条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心に運営する。
- 2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努める。
  - 3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大し、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努める。

【解説】

- 1 議会は討論の広場であることから、議員相互間の討議を中心とした運営を進めるため、町長等の会議への出席要請を必要最小限にとどめることを規定。
- 2 議会は、それぞれの会議における議案審議の結論を出すにあたっては、議員相互間の自由討議によって多様な意見を出しあった上で合意形成に努めるとともに、町民に対し説明責任を果たすことを規定。
- 3 議員は、議員相互間の自由討議の拡大のため、自らも積極的に議案の提出を行う努力をすることを規定。

(委員会の活動)

- 第10条 議会は、委員会の運営に当たって、議案等の審査及びその所管に属する事務調査の充実を図り、それぞれの設置目的に応じた役割を果たすよう活動を行う。
- 2 委員長は、自由討議による合意形成に努め、委員会で議論を尽くす中で報告書を作成し、報告に当たっては、論点・争点等を明確にして、質疑に対する答弁を行う。

【解説】

- 1 重要な行政課題に対し常任委員会、特別委員会の持つ専門性などを生かし、適切かつ迅速に対応することを規定。
- 2 委員長は、自由討議による合意形成に努め、論点・争点等を明確にして、質疑に対する答弁を行うことを規定。



## 南幌町議会基本条例

### (開かれた活動的な議会の推進)

第 11 条 議会は、市政の諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適正な運営と連携により機動力を高め、開かれた活動的な議会の推進を図る。

#### 【解説】

- 1 常任委員会、特別委員会等の適正な運営と全ての議会の会議等の連携により機動力を高め、開かれた活動的な議会の推進を図ることを規定。

### (提言者組織の設置)

第 12 条 議会は、町民参加と町民意見等の反映を図り、開かれた議会及び民主的な議会運営等を推進する。  
2 前項に関し必要な事項は、議長が別に定める。

#### 【解説】

- 1 町民参加と町民意見等の反映を図り、開かれた議会及び民主的な議会運営等を推進することを規定。
- 2 必要な事項は、議長が別に定めることを規定。

## ◆第 6 章 政務活動費

### (政務活動費の交付、公開、報告)

第 13 条 政務活動費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める南幌町議会政務活動費の交付に関する条例（平成 24 年南幌町条例第 28 号）に基づき議員個人に対して交付するものとし、調査研究を実施する場合は、議長に対して届出書を提出するものとする。  
2 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、町民等から疑義が生じないよう、議長に対して証票類を添付した報告書を提出するとともに、証拠書類等を公開することにより透明性を確保するものとする。

#### 【解説】

- 1 政務活動費は、議員の政策の調査・研究が確実に行われ政策提言に繋がるよう条例に基づき、議員個人に交付することを規定。
- 2 政務調査費の使途に関する公正性、透明性を確保するため、議長に対し証票類を添付した収支報告を義務付けし、証拠書類等を公開することを規定。

## ◆第 7 章 議会改革の推進

### (交流及び連携の推進)

第 14 条 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うために、他の自治体議会との交流及び連携を推進するものとする。

#### 【解説】

- 1 議会の在り方についての調査研究等を行うために、他の自治体の議会との交流及び連携を推進することを規定。

## ◆第8章 議会・議会事務局の体制整備

### (提言者の協力)

第15条 議会及び議会事務局は、広く英知を結集して活動をするため、町内外から自主的な提言者を募り、その協力を得ることができる。

- 2 提言者の氏名は公開し、その協力活動は原則として無償とする。
- 3 前2項のほか、提言者に関する必要な事項は、議長が別に定める。

#### 【解説】

- 1 町内外から自主的な提言者を募り、協力を得ることができることを規定。
- 2 提言者の氏名を公開し、協力活動は原則として無償とすることを規定。
- 3 必要な事項は、議長が別に定めることを規定。

### (議会図書室の設置、公開)

第16条 議会は、議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず、町民、町職員の利用に供するものとする。

#### 【解説】

- 1 議会図書室が十分に活用されるよう、町民や職員にも開かれたものとすることを規定。

### (議会事務局の体制整備)

第17条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。

#### 【解説】

- 1 議会、議員の政策形成、立案機能を高めるため、議会事務局の機能を強化することを規定。

### (議員研修の充実強化)

第18条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研修会を積極的に開催するものとする。

#### 【解説】

- 1 議会は、議員の政策形成等の能力向上のため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させ、実現できるよう努めることを規定。
- 2 議員研修では、幅広い分野の専門家や様々な層の町民を招き、積極的に研究会を開催することを規定。



# 南幌町議会基本条例

## (議会広報の充実)

第 19 条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

### 【解説】

- 1 議会の広報活動は、町政に係る重要な情報（論点、争点）を議会の視点（行政を擁護せず）から、町民に周知することを規定。
- 2 情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段の活用により、町民が議会や町政に関心を持つよう広報活動をすることを規定。



## ◆第 9 章 議員の身分・待遇

### (議員定数)

第 20 条 議員定数は、町政の現状と課題、将来予測等を十分に考慮し、議会の審議能力と町民意思の適正な反映を確保するなど、総合的な観点から、南幌町議会議員の定数を定める条例（平成 14 年南幌町条例第 30 号）で定めるものとする。

### 【解説】

- 1 議員定数は、別に定数条例に定めることを規定。

### (議員報酬)

第 21 条 議員報酬は、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来予測等を踏まえ、町政における議員の活動、役割、責務等を十分に考慮し、南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 4 年南幌町条例第 1 号）で定めるものとする。

### 【解説】

- 1 議員報酬は、別に定数条例に定めることを規定。

## ◆第 10 章 議会で行き組む危機管理

### (危機管理)

第 22 条 議会は、災害等の緊急の事態から町民の生命、身体及び財産並びに生活の平穩を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、町長等と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

- 2 議長は、災害等の不測の事態に備え、議員による協議または調整を行うための組織を設置する。
- 3 議会は、災害等の不測の事態が発生した時は、その状況を調査し町民の意見等を的確に把握するとともに、必要に応じ町長に対し、提案等を行うものとする。
- 4 議員は、災害等の不測の事態が発生した時は、次のとおり対応するものとする。
  - (1) 連絡体制を確立するため、議長へ自らの安否と所在を連絡する。
  - (2) 地域における町民の安全の確保、避難所への誘導または避難所に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の取組が円滑に行われるよう努める。
  - (3) 地域における被災状況、町民の要望等の情報収集に努め、必要に応じ議長に報告する。

【解説】

- 1 災害等が発生した時に、総合的、機能的に事態に対処できるように、日頃から町の危機管理計画や体制の整備に対して提案等をするなど、議会としても特段の努力をすることを規定。
- 2 災害等の不測の事態に備え、関係機関等と連携を図る組織（「南幌町議会危機対策会議」）を設置することを規定。
- 3 災害等が発生した場合において、議会としても、被害状況の調査や町民の要望把握に努め、生活基盤の整備、町民生活の回復等に必要の予算を迅速に議決したり、必要に応じて提案等とするなど、議会が取るべき行動について規定。
- 4 災害等が発生した場合の議員の初期行動原則について規定。



◆第11章 最高規範性及び見直し

（最高規範性）

- 第23条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。
- 2 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を順守し、議会を運営しなければならない。
  - 3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行うものとする。

【解説】

- 1 議会運営における最高規範であることを規定。
- 2 この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を順守し、議会を運営することを規定。
- 3 一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行うことを規定。

（見直し）

- 第24条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを委員会等において検証し、町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

- 1 この条例の目的が達成されているかどうかを委員会等において検証し、町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、改正を含めて適切な措置を講ずることを規定。



## 用語解説

### 二元代表制【前文：P 1】

地方自治体において、首町と議会議員とともに住民が直接選挙で選ぶ制度のことといいます。



### 参考人制度【第5条：P 3】

委員会が、案件の調査または審査のために必要と認めるときに出席を求め、参考人から意見を聴くために設けられた制度です。

### 公聴会表制【第5条：P 3】

予算等重要案件の審査をする際に、利害関係がある人や学識経験者等から意見を聴くために設けられた制度です。

### 請願【第5条：P 3】

議会に対し特定の事項に関して事情を述べ、適切な措置を取ってもらうよう文書で要求することです。ただし、議員の紹介が必要となります。

### 陳情【第5条：P 3】

議会に対し特定の事項に関して事情を述べ、適切な措置を取ってもらうよう文書で要求することです。陳情については、議員の紹介が不要です。

### 一般質問【第6条：P 4】

南幌町が行う行財政全般にわたり、議員が執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について疑問点をだし、所信の表明を求めるものであります。結果として現行政策の変更、是正または新規の政策を採用させるなどの目的と効果があります。

一般質問は定例会のみ行うことができます。

### 質疑【第6条：P 4】

議題となっている事件について、疑義（疑問点）を確認し説明を求めるものです。相手先は、その議題の提出者に対して行います。

質疑に当たっては、議員は、「自己の意見を述べるができない。」とされています。しかし、自己の見解を述べないと質疑の意味をなさないようなものについてまで禁止しているものではありません。

総合計画【第7条：P4】

南幌町の基本方針や主要な施策が示された最上位計画であり、地域・行政に関わる相対的な計画です。

自由討議【第9条：P5】

現在、本会議における議会の審議は、主に町側（執行部）に対し、質疑を行っていますが、議員相互間の活発な討議により議案等の審議を行い議会の意思決定をするべきとの考えからです。

議会図書室【第16条：P7】

議員の活動に役立てるため、法律に基づいて送付される資料に加えて当該の自治体が作成・刊行した当該地方公共団体の行政資料などが収められています。



側瀬敏彦議長



西股裕司副議長



湯本要議員



星真紀議員



熊木恵子議員



佐藤妙子議員



細川美喜男議員



加藤真悟議員



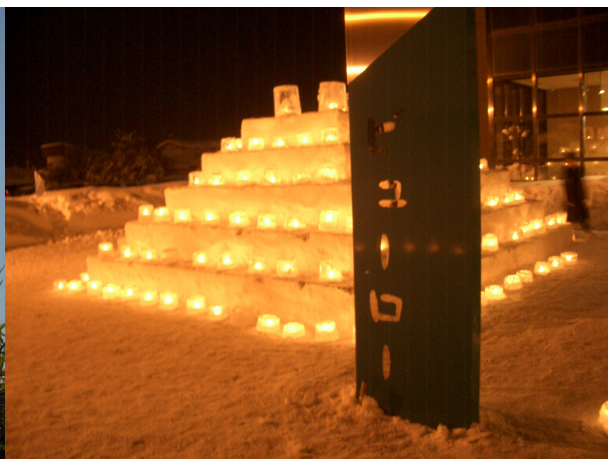
石川康弘議員



高橋修平議員



家塚雅人議員



# 南幌町議会基本条例

## 【解説付き】

令和2年12月発行  
(令和5年4月改訂)

発行 南幌町議会

所在地 〒069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号  
TEL011-398-7250 FAX011-378-2131  
mail:gikaijimukyoku@town.nanporo.hokkaido.jp